

最終提言素案（021028版）に対するご意見（追加分）

森下委員からのご意見

P4-16 4 - 6 ダムのあり方 について

ダムのあり方に関して、両論併記で2案が示されていますが、私は、猪名川のような都市河川においてはダムの効果は大きいと考えています。生態系への影響は回避できていると思っています。

両案ともダムの環境への影響を問題にされていますが、例えば一庫ダムによるメリットは、治水、利水でとくに大きく、建設時に予測できなかった下流への土砂の流出不足などのデメリットの部分も解決できる見通しがついています。なお、ダム湖の富栄養化による障害については、建設前より予測されていましたが、それを上回る治水、利水のメリットの部分を選んだはずで

治水・利水上、余野川ダムをつくることは問題がないと思いますし、土木的にも必要性もあるでしょうが、これまでの対応（建設側の）は必ずしも新河川法を精神を活かしたものであるとは言い難いところがあります。

余野川ダムは本川につくられるダムでなく、農業用のため池のように支川に水を集める構造です。そのため、国土交通省の建設する大型ダムへの取り組みとは異なった対応がされてきたように推察しています。なぜなら、これまでのような里地の小さなダムは治水、利水上の視点より、地元優先で取り組まれてきた経緯があり、大きな意味での全体の生態系に対する評価が、学術的な立場から言えば欠けていると考えています。

また、限りなく狭い大阪府域においては、北摂の地で十分に利用されていない土地の存在が市民の安心を大きく支えているのも事実で、そのような考えの人が多く住んでいる地域という認識も合わせて、計画立案した行政側と住民（直接恩恵に浴さない）との間にある自然環境に対する認識のずれを明らかにする必要があります。

【B案】について、以下の問題があります。

（1）基本的な考え方

余野川ダムはダムを研究してきた立場からいけば非常に特殊なダムで、どちらかといえば土地改良区などの農業用水の貯水池の性格のようなダムです。世間で話題にのぼる大型のダムではありませんし、また本来大きな流れに位置しておりませんから、土砂の堆積とかダム湖ができることによって富栄養化問題は起こらないでしょう。ダムには限りなく多

くのタイプがあり、それをまとめて議論する共通の話題はないと考えます。その上で余野川ダムを考えることが大切です。

「安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する」や「多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。」という文節での「喪失」や「破壊」という表現は4.6以外では出てきません。「ダム操作による流況の安定化」や「多様な生態系をもつ河川の自然環境を改変してきた面があることも見逃すことができない。」というように表現を変えるべきだと思います。

## (2) 新規ダムについて

「ダムの必要性、緊急性、有効性があり、」という表現があります。この中でダムの緊急性ということに疑問を感じます。日本のダムは計画段階から完成まで長い時間をかけています。ダムを緊急に必要としても残念ながらその建設には時間がかかることから必要性、有効性と同列に挙げることはできないでしょう。むしろ時間がかかるからダムの建設については今後の気候変動など不確定要素も考慮のうえ判断しなくてはならないと思います。

以上から、ダムも選択肢の一つであるという【A案】を支持します。

素案 021028 版

P 4-8

(1) 1) の下 3 行  
また、高水敷の整備等については、堤内地などで代替できる機能については、長期的には堤内地に移行することを目標とする。したがって、新規の整備は原則として認めるべきではない。

P 4-9

(5) 高水敷利用

高水敷に設置されている・・・・・・  
・・・・・・であり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。  
関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。そのため、原則として新規の整備は認めるべきでない。  
しかしながら、既存の・・・・・・大きな課題である。

したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できる限り河川環境に影響を与えないような配慮を行うことが必要である。

(1) 1) の下 3 行すべてを削除し 下記のように変更  
また、高水敷の整備等についても、適切な利用に向けた法・制度等のルール作りについて検討を行うべきである。

(5) 高水敷利用

長期的には堤内地に戻していくことを目標とする。 **を削除**  
そのため、原則として新規の整備は認めるべきでない。 **を削除**

堤内地に設置されるべきものであり、関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグラウンド等の用地を確保するよう努力すべきである。しかしながら、既存の・・・・・・  
・・・・・・大きな課題である。

したがって、当面、利用施設は設置範囲を限定し、良識ある使用によって、できる限り河川環境に影響を与えないよう配慮し利用していくことが必要である。

寺川委員からのご意見

該当頁 ・行数	修正・追加前の内容	修正・追加後の内容
目次	4 - 6 ダムのあり方 4 - 7 住民参加のあり方	<u>4 - 6 水質管理のあり方</u> 4 - 7 ダムのあり方 4 - 8 住民参加のあり方
2 - 2 -19 4 - 6 -10	過大であるとの批判がある 過大であるとの批判に加え	過大である。 過大であり、
4 - 7 -25	学識経験者、住民代表等	学識経験者、NPO・NGO、住民代表等
4-9 18	グランド等の利用施設は	ゴルフ場、グランド等の利用施設は
4-10 18	バランスが維持される場合などである。	場合に限る。
4-12 13	多自然型河川工法	近自然工法
4-12 下から から 3	水質の大きな変化など、	悪化など、
4-16	ダムのあり方 A案、B案	B案
4-17	ダムの建設はできるだけ抑制するべきである。	ダムは原則として採用しない。